

平成 30 年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 16

[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業 23

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年8月 2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7病院（H28）→ 9病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 56箇所（R2）

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 718 床 (R5)
- ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,207 床 (R5)
- ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5)
- ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 109 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 10 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 18 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 43 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 59 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 46 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 186 箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 2 箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,516 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,067 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 8 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,068 人 (R4)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,350.1 人 (R4)

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ➤ 養成所等卒業生県内就業率 | 75.6% (H29) → 73.0% (R6.3) |
| ➤ ナースセンター事業再就業者数 | 430 人 (H28) → 298 人 (R5) |
| ➤ MFICU 病床数 | 6 床 (H29) → 6 床 (R5) |
| ➤ NICU 病床数 | 30 床 (H29) → 27 床 (R5) |

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患

者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成 30 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962 床（H26）→ 1,353 床（R7）
- ・回復期機能 263 床（H26）→ 1,227 床（R7）
- ・慢性期機能 1,486 床（H26）→ 1,161 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所（H27）→ 86 箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所（H27）→ 13 箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 病院（H28）→ 4 病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所（H27）→ 30 箇所（R2）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 箇所（H27）→ 25 箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所（H28）→ 29 箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所（H27）→ 58 箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 821 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 713 床

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和7年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,771床（R5）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 690床（R5）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,296床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 60箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 6箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 8病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 31箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 35箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 25箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 125箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 734床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 677床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 14カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
 ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和7年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 498 床 (R5)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 872 床 (R5)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 27 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 5 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 27 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
-

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 143 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床（H26）→ 314 床（R5）
 - ・回復期機能 26 床（H26）→ 0 床（R5）
 - ・慢性期機能 124 床（H26）→ 105 床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所（H27）→ 3 箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所（H27）→ 0 箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院（H28）→ 2 病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所（H27）→ 0 箇所以上（R4）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6 箇所（H27）→ 6 箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所（H28）→ 3 箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所（H27）→ 6 箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 114 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和7年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 329 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 942,175 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関、山梨県	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。	
	アウトカム指標： 30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想を達成するため、 ・医療機関等が行う回復期への転換に係る施設整備の費用 ・医療機関が行う事業縮小の際に要する経費 に対して助成する。また、地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備を行う医療機関 4 箇所 地域医療構想調整会議の開催（各医療圏）	
アウトプット指標（達成値）	施設整備を行う医療機関 3 箇所 地域医療構想調整会議の開催（各医療圏）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 不足する回復期機能の病床整備 928 床（H26）→1,750 床（R5）（822 床増）	
	（１）事業の有効性 病床全体の削減が進む一方、医療機能分化・連携のための設備整備については、既に完了している医療機関や、コロナ禍で先送りにする医療機関が多いことから、目標値には達していないものの、本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が着実に推進されている。 （２）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施するとともに、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.4（医療分）】 周術期等口腔機能管理推進事業	【総事業費】 1,957 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	多くの疾患において、周術期の口腔機能管理を行うことにより合併症リスクの低下など患者の身体的負担が軽減され、早期退院、更には医療費削減などの効果があることが明らかになっているが、本県では病院での口腔機能管理に対応する歯科診療所が少なく、また病院側の受入体制も十分ではないことから、切れ目なく口腔機能管理を提供するための医科歯科連携の強化と実施のための体制整備を行う必要がある。	
	アウトカム指標： 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設（H29、がん連携登録歯科医以外） →150 施設（R4）	
事業の内容（当初計画）	病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。	
アウトプット指標（当初の目標値）	冊子・リーフレット作成 各 1500 部 研修会の実施 2 回（1 回、150 人） 訪問病院数 60 箇所/2 年	
アウトプット指標（達成値）	冊子改訂版配布 研修会の実施 1 回（118 人） 訪問未実施病院あて資料送付 26 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設（H29、がん連携登録歯科医以外） →8 施設（R5） 〔参考：R1～R5 合計 → 223 施設〕	
	（１）事業の有効性 周術期口腔機能管理により術後合併症のリスク軽減、在院日数の短縮、医療費削減などの効果が見込まれる。 （２）事業の効率性 県内の病院に医科歯科連携の必要性を周知してから周術期口腔機能管理の開始となるため、一定の時間を要する。	

その他	令和5年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の対応により医療機関で事業説明の機会を得ることが困難であったため、訪問が叶わなかった医療機関へは資料の送付を行った。 今後は本県で実施している医科・歯科連携推進検討会において本事業を継続して取り組めるよう検討を行っていく。
-----	---

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 87,954 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）、地域活動拠点事業者	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容（当初計画）	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種間のネットワークの拠点となるセンターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件（H28 年度）→120 件（H30 年度）	
アウトプット指標（達成値）	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 58 件（H30 年度）→327 件（R5 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348 床（H26）→ 1,818 床（R5）	
	（1）事業の有効性：相談件数の増加に伴い、在宅療養へ移行する事例の増加が期待でき、慢性期機能病棟の見直しを進めるにあたり、病院や介護関係者、訪問看護師間での調整や連携を行うための体制整備につながった。 （2）事業の効率性：訪問看護の拠点となる「訪問看護支援センター」に委託することで相談実績が着実に増え、効率的に事業が執行された	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.6（医療分）】 医療機能多職種連携促進事業	【総事業費】 22,121 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携を推進するためには、医療に関して幅広い知識を有し、多職種間の調整を図れる看護師の養成・確保及び質の向上を図ることが必要である。	
	アウトカム指標：地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容（当初計画）	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	調整役を担う看護師養成人数 年間 10 人×年	
アウトプット指標（達成値）	調整役を担う看護師養成人数 R5：68 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床（H26）→ 1,818 床（R5） トータル・サポート・マネジャー（R5：68 人）	
	（1）事業の有効性 チーム医療に関わる多職種の調整役を養成し、患者の症状等に応じたきめ細やかな医療サービスを提供できる体制を整備したことにより、病床の機能分化・連携の推進に効果があった。 （2）事業の効率性 チーム医療の調整役であるトータル・サポート・マネジャーの活動により、医療分野の多職種間の連携が円滑に図られるようになった。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.7（医療分）】 地域医療連携推進総合拠点事業	【総事業費】 19,360 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県医師会	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容（当初計画）	県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。 ①医療機関で共有される ICT ネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。 ②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネージャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	①システムを活用した施設数 1 箇所/年（～R4） ②研修の実施 3 回/年	
アウトプット指標（達成値）	①システムを活用した施設数 1 箇所/年 ②令和 5 年度に研修会を開催し、地域連携室訪問、同行訪問等の内容を実施。17 名の主任介護支援専門員が受講	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床（H26）→ 1,818 床（R5）	
	（1）事業の有効性 病床機能報告における慢性期病床数においては目標であった 1,780 床を上回った。COVID-19 への対応により病床削減そのものが進展しづらかった数年間を経ていることが原因と考えられるが、年々着実に減少している。介護支援専門員に対する医療分野の研修の実施により、医療と介護双方の知識を有した相談窓口の担い手が増加し、医療介護連携が推進された。	

	(2) 事業の効率性 医療・介護連携における役割が期待される県医師会が設置する総合拠点の取組を支援することにより、事業が効率的に実施された。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8 (医療分)】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 5,933 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会 (10 地域)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →154 (R2) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 56 施設 (R2) ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所 (H28) ⇒ 78 箇所 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 回 (H29) → 7 回 (R5)	
アウトプット指標 (達成値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 回 (H29) → 5 回 (R5)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設 (H27) →109 施設 (R4) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 43 施設 (R4) ※R5 以降の数値は未公表のため現時点で不明。	
	(1) 事業の有効性 新型コロナウイルス感染症により協議会開催のノウハウが途絶える等の影響も出ているが、全県及び地区医師会において在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会を通じて在宅医療の拡大を図っている。引き続き、全県の在宅医療の課題解決に向け継続して取り組みを進める。 (2) 事業の効率性 在宅医療において中心的役割が期待される医師会が主体的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。	
その他		